

瀬戸市のぞみ学園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第38号

瀬戸市のぞみ学園管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市のぞみ学園管理規則（昭和51年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業の細目) 第2条 条例第2条に規定する福祉型児童発達支援センターが行う事業の細目は、次の各号に掲げる事業とする。 (1) 児童発達支援事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第6条の2の2</u> 第2項に規定する児童発達支援に関する事業をいう。 (2) 障害児相談支援事業 <u>法第6条の2の2</u> 第6項に規定する障害児相談支援に関する事業をいう。 (3) <省略>	(事業の細目) 第2条 条例第2条に規定する福祉型児童発達支援センターが行う事業の細目は、次の各号に掲げる事業とする。 (1) 児童発達支援事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第6条の2</u> 第2項に規定する児童発達支援に関する事業をいう。 (2) 障害児相談支援事業 <u>法第6条の2</u> 第6項に規定する障害児相談支援に関する事業をいう。 (3) <省略>

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。